

福山市広告入り共用封筒無償提供業務募集要項

1 趣旨

福山市の職員が業務（市民、国・県・他都市等への文書送付等）で使用する共用封筒に広告を掲載し、市に無償提供していただける法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

件名：福山市広告入り共用封筒無償提供業務

2 仕様（※ 詳細は、別添の仕様書をご覧ください。）

(1) 広告掲載の対象物

共用封筒

※ 共用封筒とは、福山市が業務で使用する封筒で、規格・品質を統一し、一括して調達しているものです。企画財政局財政部資産活用課において管理しており、各課の請求に応じて提供しています。

(2) 広告の内容

広告内容は、「福山市広告事業実施要綱」及び「福山市広告掲載基準」に従うこと。

(3) 協定の締結期間

協定締結日から2028年（令和10年）3月31日（金）まで

3 作製上の注意事項

- (1) 封筒は、広告内容について事業者が審査し、掲載可となった後で製作すること。
- (2) 封筒の製作を事業者自らが行わない場合は、福山市物品調達業者名簿に登録されている事業者のうち、福山市内に本店を有する者に優先して発注すること。

4 応募資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

と。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

5 募集期間、提出書類、応募方法

(1) 募集期間

2024年（令和6年）7月8日（月）から同月22日（月）の午後5時15分まで

(2) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、各1部を提出すること。

※オからクまでの書類は、提出日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

※福山市物品調達業者名簿に登録されている事業者は、エからクの書類は提出不要です。

※提出いただいた書類は返却しません。

ア 受付票（様式1）

イ 参加申込書（様式2）

ウ 会社概要（事業内容、経歴などがわかるもの）

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

オ 商業登記簿謄本（写しでも可。）

カ 市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書（様式3）を提出すること。）

キ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を協定等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式5）（協定締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場

合に提出すること。)

サ 誓約書 (様式 6)

シ 企画提案書 (様式 8)

ス 広告の内容を審査する基準及び審査体制の分かるもの (任意様式)

(3) 応募方法

応募書類を、次のいずれかの方法により、募集期間内に提出してください。(提出先は、13問合せ先と同じです。)

① 持参

土曜日、日曜日及び国民の祝日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 郵送

配達証明付書留郵便により募集期間内に必着で送付すること。

6 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

2024年(令和6年)7月8日(月)から同月16日(火)午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式7)を添付し、13問合せ先の電子メール宛てに提出してください。

※電子メールの送信の際は、件名に「福山市広告入り共用封筒無償提供業務に関する質問」と記した上で送信するとともに、電子メール送付後、電話で連絡してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、2024年(令和6年)7月18日(木)までに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福山市のホームページに掲載します。

7 プロポーザル参加資格の確認

提出された参加申込書を基に参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年(令和6年)7月25日(木)

上記の日程までに参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。また、参加申し込みの提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

8 企画提案書類の受付等

2024年（令和6年）7月8日（月）から同月22日（月）午後5時15分まで

(1) 提出場所

13問合せ先と同じです。

(2) 提出方法

①持参

土曜日、日曜日及び国民の祝日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

②郵送

配達証明付書留郵便により受付期間内に必着で送付すること。

(3) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、正本1部、副本5部を提出すること

① 企画提案書（様式8）

② 広告の内容を審査する基準及び審査体制の分かるもの（任意様式）

(4) 作成に当たっての留意事項

ア 社名の記載は企画提案書の正本のみとし、副本には提案者が特定できるような表記、マーク及び社章等は記入しないこと。

イ 文字サイズは原則10.5ポイント以上とすること。

ウ 原則A4サイズとし、ファイルにとじること。また、A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

エ カラー刷り又は写真・イラスト・図・表等を挿入しても構いません。

9 企画提案書の評価及び評価基準

8で提出された企画提案書類を基に福山市広告入り共用封筒無償提供業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）でプレゼンテーションによる評価を行います。評価項目については別紙1を参照してください。

(1) 受注候補者の選定

別紙1の選定評価表について、参加者ごとに評価委員会の委員が採点を行い、その合計点数の最も高い者を本業務の受注候補者として選定します。ただし、合計点数が獲得可能点数の6割以上を獲得していることを条件とします。

プレゼンテーションは以下の期間に実施するものとし、日程については協議により決定します。

2024年（令和6年）7月29日（月）から同年8月2日（金）

(2) 評価結果・選定結果の通知

2024年（令和6年）8月5日（月）（予定）

企画提案書の提出者（以下「提出者」という。）全員に評価結果・選定結果を通知します。なお、選定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で協定締結に向けた協議を行います。

(3) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表します。

(4) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

10 協定の締結

本業務の協定は、評価委員会を経て市長が選定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、必要に応じて仕様書の内容を変更し、確定した上で協定を締結するものとします。

11 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他福山市の指示に違反する場合

1 2 その他留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用できませんが、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (7) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式9）を13問合せ先に持参又は郵送により提出してください。
- (11) 提出者（参加申込みを予定している提出者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (13) 協定の締結後、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は協定を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、提出者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (15) 提出者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

13 問合せ先

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
企画財政局財政部資産活用課調達担当（本庁舎5階）
電話：084-928-1017
FAX：084-931-2460
電子メール：chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp